

令和8年度JEES・三井住友フィナンシャルグループ インド共和国留学生奨学金

標記財団からの推薦依頼に基づき、以下のとおり、募集します。応募に際しては必ず、募集要項等で詳細を確認してください。

応募資格	<p>(1) 財団が提示する応募資格を全て満たすこと。 応募資格(抜粋)：インド国籍を有する者。学士課程に正規性として在籍する者。奨学金受給中に日本以外に留学しない者。過去に本奨学金を受給したことがなく、支給型の他の奨学金を受給する予定のない者。</p> <p>(2) 在留資格が「留学」であること（あるいは「留学」へ変更申請中であること）。</p> <p>(3) 応募当該年度において休学、原級、在籍原級、留籍をしていないこと。また、応募する奨学金の受給年度において休学、原級、在籍原級、留籍の見込みがないこと。秋学期に募集するもので、秋学期に復学した者は応募可。また休学による原級は認められることがあるので、事前に事務室に確認すること。</p> <p>(4) 応募当該年度に懲戒処分を受けていないこと。また、応募時点で懲戒処分期間中ではないこと。</p> <p>(5) 通算のGPA（成績通知書に記載されたGPA）が、学部生で2.7以上、大学院生で3.5以上（会計専門職研究科学生のみ2.5以上）であること。ただし、新入生の場合は不問です。</p>
推薦者数	1名
学内締切 (厳守)	2026年5月29日（金） 各キャンパスの事務室の開室時間中への提出（郵送不可）をお願いします。 ※財団の「募集要項」に記載された応募締切日ではなく、上記の学内締切を厳守してください。 各キャンパスの国際教育事務室の開室時間はこちらから。
提出書類	<p>「募集要項」「8.応募・推薦書類」に記載された以下の応募書類3点を、 ①紙で印刷したものを窓口へ提出すると同時に②メールで提出してください。</p> <p>(1) 願書(様式1) ※顔写真はエクセルファイルにデータで表示してください。印刷した後に写真を貼り付けることは認めませ</p> <p>(2) 推薦書(様式2) ※ご自身でゼミの担当教授などの指導教員に推薦書の作成を依頼してください 「●推薦する学生」「●推薦理由」のみ入力してください(記入例のシートも参照してください)。</p> <p>(3) 成績証明書（2025年度の成績が反映された最新のもの）</p> <p>【採用が決定した場合に追加で提出する書類】 とくにありません。</p>
提出先	<p>①国際教育事務室(駿河台/和泉/生田/中野)へ書類3点を提出 ※中野分室での提出は月、水、金のみとなります点ご注意ください。</p> <p>(1)願書(様式1) (2)推薦理由書(様式2)を印刷したもの (3) 成績証明書</p> <p>② 志願者本人から「isupport@meiji.ac.jp」へエクセルファイル2点をメール提出 (1)願書(様式1) (2)推薦理由書(様式2)のエクセルファイル 推薦理由書は指導教員が作成したものを、学生が願書と一緒にエクセルファイルで提出すること。 ①紙で印刷したものを窓口へ提出する②データをメールでの提出する⇒2点そろって奨学金への申し込みが完了です。</p>
注意事項	<p>(1) 応募に際しては必ず、財団の「募集・推薦要項」で詳細を確認してください。</p> <p>(2) 学内での応募についてはこの学内募集要項の指示にしたがってください。</p> <p>(3) 志願者本人以外が、代理で応募書類を提出することは認めません。</p> <p>(4) 一度提出された書類は返却しません。</p> <p>(5) 修正液や二重線による修正は一切行わないでください。</p> <p>(6) 不明な点がある場合には、国際教育事務室（isupport@meiji.ac.jp）へ問い合わせることとし、直接、当該財団に問い合わせないでください。</p> <p>(7) 学内応募については、他の奨学金との併願を認めますが、同一の学生を併給が認められない複数の奨学金には推薦しません。</p>
個人情報の 取り扱いについて	明治大学は、「学校法人明治大学個人情報保護方針」ならびに本学「個人情報の保護に関する規程」に基づき、日本学生支援機構奨学金、学内奨学金、その他の学外奨学金の申請者及び保護者等関係者の個人情報（学籍異動・成績情報を含む）を奨学金業務を適切に遂行する目的以外には使用しません。また、個人情報提供先については、法令に遵守した形で行い、これらの目的以外に個人情報を利用しないことを約束します。
お問い合わせ	〒101-8301 東京都千代田区神田駿河台1-1 明治大学 国際教育事務室 財団奨学金担当 (03-3296-4488) isupport@meiji.ac.jp

令和8年度 JEES・三井住友フィナンシャルグループ・インド共和国留学生奨学金 募集・推薦要項

公益財団法人日本国際教育支援協会(以下「本協会」という。)では、株式会社三井住友フィナンシャルグループ(取締役 執行役社長 グループCEO 中島 達 氏)のご支援により、JEES・三井住友フィナンシャルグループ・インド共和国留学生奨学金(以下「本奨学金」という。)の奨学生を下記により募集する。

記

1 目的

本奨学金は、インドからの優秀な留学生に対して奨学金を支給することにより、経済的基盤の強化を通じて学業・研究への専念を後押しし、ひいては日印間の相互理解と友好親善に寄与する人材を育成することを目的とする。

2 本奨学金の寄付者及び寄付の趣旨

本奨学金の寄付者である株式会社三井住友フィナンシャルグループは、金融を通じて社会的価値と経済的価値の両立を図り、持続可能な社会の実現に貢献することを目指している。日印間の連携が多方面で拡大する中、両国をつなぐ人材は今後ますます重要になるとの認識のもと、留学生の学びを支援し、将来、産官学における協働を促進し得る人材の育成に貢献したいとの趣旨で資金を提供する。

3 応募資格

次の各号の全てに該当する者。

- (1) 令和8年4月に本協会が指定する日本国内の大学(以下「大学」という。)の学士課程に正規生として在籍する私費外国人留学生。日本に在留する間の在留資格は『留学』とする。
- (2) インド国籍を有する者。
- (3) 学業成績が優秀であると認められ、心身共に健康であり、かつ品行方正な者。
- (4) 留学の目的又は計画が明確で、修学の効果が期待できる者。
- (5) 将来、日本とインドの交流促進と、友好親善に貢献する意欲のある者。
- (6) 本奨学金の受給期間中、日本以外に留学しない者。
- (7) 過去に本奨学金を受給したことがなく、かつ本奨学金の支給期間中に他の奨学金を受給する予定のない者(ただし、貸与型(返済が必要なもの)奨学金及び学費免除を除く。)
- (8) 経済的援助を必要とする者。
- (9) 令和8年4月に在籍する大学の長の推薦を受けることができる者。

4 採用人数

3名程度

5 支給内容

月額奨学金 120,000円

6 支給期間

令和8年4月から令和9年3月まで

7 応募・推薦方法

- (1) 本奨学金を受けようとする者は、所定の様式による願書を、大学を通じて、本協会理事長(以下「理事長」という。)に提出するものとする。
- (2) 大学の長は、3に挙げる応募資格に該当する者について、8に挙げる応募・推薦書類を理事長に提出するものとする。なお、推薦人数等については、別途依頼文で示す。

8 応募・推薦書類及び提出方法

	提出物	提出方法	ファイル形式	備考
(1)	願書(様式 1)	クラウドストレージサービスBoxの指定URLへアップロード(※)	Excel	日本語以外で記載されたものは和訳を添付すること。
(2)	推薦書(様式 2)		Excel	推薦理由は、指導教官等が記入すること。日本語以外で記載されたものは和訳を添付すること。
(3)	令和7年度の学業成績証明書		PDF	日本語以外の場合は和訳を添付すること。提出できない場合は、「推薦書(様式 2)」の所定欄に必要事項を記入すること。

9 応募・推薦書類の提出期限

令和8年6月12日(金)を提出期限とする。なお、締切期日を過ぎた場合や提出書類に不備のある場合は、受理しない。また、提出書類は一切返却しない。

10 選考方法及び結果の通知

理事長は、7の(2)により推薦された者について選考を行い、奨学生を決定する。結果は、令和8年8月中を目途に大学を通じて通知する。なお、採否に関する照会には応じない。

11 支給方法

奨学金は、大学の長からの請求に基づき、本協会より交付期ごとに大学へ振込送金する。大学は1か月ごとに奨学生の受給資格(出席状況、単位取得状況、学籍状況等)の有無を確認の上、原則として1か月分ずつ奨学生へ支給する。なお、奨学生への支給に係る費用(振込手数料等)は大学負担とする。

12 奨学生の義務

- (1) 奨学生は、本奨学金支給期間中の学習・研究状況について、学業成績証明書と共に、毎年度末及び奨学金受給終了後1か月以内に、所定の様式により、大学を通じて本協会に報告すること。
- (2) 奨学生は、学籍に変更があった場合、所定の様式により大学を通じて本協会に遅滞なく届け出ること。
- (3) 本奨学金を受給した者は、自身の進路について、大学卒業時に所定の様式により、大学を通じて本協会に報告すること。
- (4) 奨学生は本奨学金受給期間中及び受給終了後、本協会又は寄付者の要請に応じ、アンケート等への回答及び交流会等への参加に協力すること。

13 本奨学金の支給の休止又は終了及び決定取消

- (1) 奨学生が大学を長期(1か月以上)欠席した場合は、本奨学金の支給を休止する。なお、休止事由が止んで、所定の様式により奨学金支給の再開を願い出たときは、6に記載した奨学金の支給期間内において奨学金の支給を再開することがある。ただし、6の支給期間は延長しない。
- (2) 奨学生が、次の①から⑤のいずれかに該当した場合には、本奨学金の支給を終了する。
 - ① 大学を卒業、退学、除籍、停学、休学又は留年(相当すると認められる場合も含む。)した場合。
 - ② 本奨学金の支給の休止期間が6か月を超えた場合。
 - ③ 本奨学金奨学生の義務を怠った場合。
 - ④ 募集・推薦要項の定める事項に該当しなくなった場合。
 - ⑤ その他奨学生として相応しくないと判断された場合。
- (3) 応募・推薦書類の記載事項に虚偽のある場合は、本奨学金の支給決定を取り消す。
- (4) 寄付者からの寄付が滞った場合、事前通知の上、本奨学金の支給を休止又は終了する。

14 その他(注意事項等)

- (1) 奨学生は、原則として、本奨学金の返還義務を負わない。ただし、13(1)～(3)に挙げる事項に該当する場合、既に支給している奨学金の返還を求める場合がある。
- (2) 本奨学金採用決定(本奨学金選考結果通知を大学が受領した時点)前に他の奨学金の受給が決定した場合、大学を通じて本協会に速やかにその旨報告すること。また、本奨学金奨学生として採用された場合、他の奨学金を受給することを目的として、本奨学金を辞退することはできない。
- (3) 受給開始から終了まで他の奨学金に応募することはできない(ただし、本奨学金の受給終了後に支給を開始する他の奨学金は除く。)
- (4) 本協会の奨学金事業における標準修業年限は、原則学士課程4年、修士(博士前期)課程2年、博士(博士後期)課程3年とし、この期間のうち6に挙げる支給期間を支給対象とする。長期履修学生についても、これに相当する期間を支給対象とする。ただし、医学部等この期間を超えて在学が必要な学部・研究科においては、大学の定める標準修業年限のうち6に挙げる支給期間を支給対象とする。

15 個人情報の取り扱い

(1) 個人情報の管理

本協会は、本奨学金に関連して取得した願書・報告書等に記載される全ての個人情報を本協会の個人情報保護方針に基づき、細心の注意の下管理・利用・破棄する。また、15(2)①から⑤の目的で寄付者に開示・提供する場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人情報を他の第三者へ開示・提供しない。

(2) 個人情報の利用目的

本協会は、本奨学金に関連して取得した個人情報を適切に管理し、下記以外の目的には利用しない。

- ① 本奨学金の奨学生選考のため。
- ② 奨学金支給事務のため。
- ③ 奨学金授与式又は交流会等の開催のため。
- ④ 報告書、お礼状、近況報告等を事前に奨学生本人からの承諾を受けた上で、本協会及び奨学金寄付者のホームページ等において広報目的に利用するため。
- ⑤ その他、本奨学金の運営・管理に必要な業務のため。
- ⑥ 本協会実施の国際教育支援プログラムの案内や参加の際の連絡手段のため。

(3) 個人情報の共同利用

本協会が、15(2)①から⑤の目的で寄付者に開示・提供する個人情報の項目は下記のとおり。

- ① 奨学生募集時に取得する事項
 - ・ 願書に記載された事項
 - ・ 推薦書に記載された事項
- ② 奨学金受給期間中の状況確認のために取得する事項
 - ・ 学習状況報告書に記載された事項
 - ・ 学業成績証明書に記載された事項
- ③ 奨学金受給期間中及び奨学金受給終了後の交流継続のために取得する事項
 - ・ 奨学生の就職・進学先

【個人情報総括保護管理者】

公益財団法人 日本国際教育支援協会
〒153-8503 東京都目黒区駒場 4-5-29
専務理事 池田輝司

【代表者】

理事長 藤江陽子

16 応募・推薦に関する問合せ先

公益財団法人 日本国際教育支援協会 学生支援部 国際教育課
〒105-0003 東京都港区西新橋 1-13-1 DLXビルディング 12階
※本奨学金に関する問合せは、以下の問合せフォームをご利用ください。
問合せフォームリンク:<https://forms.office.com/r/1legwQ3CKk>